

工事調査表－1 積算内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書

工事名		令和5年度 県単砂防・河川改修合併工事						
工種	単位	入札時				工事完成時		
		予定価格		当初入札額		最終契約額	最終実績額	
		金額(a)	備考	金額(A)	備考	金額(C)	金額(B)	備考
直接工事費	式	4,701,728		4,701,728			5,968,129	
共通仮設費	式	965,100		882,419			1,294,093	
純工事費	式	5,666,828		5,584,147			7,262,222	
現場管理費	式	2,658,000		2,342,248			2,947,340	
工事原価	式	8,324,828		7,926,395			10,209,562	
一般管理費等	式	1,865,172		1,643,605			2,040,438	
工事価格合計		10,190,000		9,570,000		12,250,000	12,250,000	
消費税		1,019,000		957,000		1,225,000	1,225,000	
工事費計		11,209,000		10,527,000		13,475,000	13,475,000	

## 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 工事調査表－1 積算内訳書

1. 調査表2の総括表として作成する。
2. 予定価格欄は開札後発注者が公表する「開札後公表設計書」の金額を記載する。

工事調査表-2 工事費内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

工事費内訳書

工事名		令和5年度 県単砂防・河川改修合併工事											
工種	入札時										(b)/(a)	(b)/(a)が0.95~1.05を外れる場合その理由を記入	
	予定価格(竣工時に記載)			当初入札額			最終契約額	最終実績額					
	数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)	金額(C)	数量	単価(b)	金額(B)			
本工事費						4,701,728				5,968,129			
築堤・護岸						4,701,728				5,968,129			
河川土工						244,638				236,244			
掘削工						23,730				51,120			
掘削				70	339	23,730			80	339	27,120	1.00	
床堀									100	240	24,000		新規工種
埋戻し工						77,160				15,456			
埋戻し				40	1,929	77,160			4	1,929	7,716	1.00	
整地									60	129	7,740		新規工種
作業土工						5,508				5,508			
基面整正				12	459	5,508			12	459	5,508	1.00	
法面整形工						138,240				164,160			
法面整形(切土部)				160	864	138,240			190	864	164,160	1.00	
法覆護岸工						3,630,622				3,846,565			
石積(張)工						3,630,622				3,846,565			
石積(張)基礎				20	13,652	273,040			20	13,652	273,040	1.00	
石張				139	16,690	2,319,910			182	8,200	1,492,400	0.49	内容変更
巨石採取										486,750			
巨石洗浄工									1	486,750	486,750		新規工種
胴込・裏込コンクリート				19	35,690	678,110			24	35,690	856,560	1.00	
裏込材				42	8,561	359,562			55	8,561	470,855	1.00	
隔壁工									2	133,480	266,960		新規工種
根固め工						170,240				170,240			
根固めブロック工						170,240				170,240			
消波根固めブロック積込み				20	2,238	44,760			20	2,238	44,760	1.00	
消波根固めブロック運搬				20	3,236	64,720			20	3,236	64,720	1.00	
消波根固めブロック据付				20	3,038	60,760			20	3,038	60,760	1.00	
捨石工										242,600			
掘削									200	433	86,600		新規工種
土砂等運搬									200	651	130,200		新規工種
整地									200	129	25,800		新規工種
構造物撤去工						167,662				215,394			
構造物取壊し工						113,638				146,106			
コンクリート構造物取壊し				14	8,117	113,638			18	8,117	146,106	1.00	

運搬処理工					54,024				69,288		
殻運搬			14	1,116	15,624			18	1,116	20,088	1.00
殻処分			32	1,200	38,400			41	1,200	49,200	1.00
附帯工事										612,640	
逆流防止弁設置工										612,640	
逆流防止弁設置								1	45,990	45,990	新規工種
逆流防止弁(材料費)								2	91,500	183,000	新規工種
根固めマット設置								1	383,650	383,650	新規工種
仮設工					488,566					644,446	
任意仮設工					488,566					644,446	
瀬替え工			1	74,880	74,880			1	149,760	149,760	内容変更
工事用道路工			1	117,000	117,000			1	198,000	198,000	内容変更
水替工			1	296,686	296,686			1	296,686	296,686	1.00
					4,701,728					5,968,129	
直接工事費											
共通仮設費					882,419					1,294,093	
純工事費					5,584,147					7,262,222	
現場管理費					2,342,248					2,947,340	
工事原価					7,926,395					10,209,562	
一般管理費等					1,643,605					2,040,438	
工事価格計					9,570,000					12,250,000	
消費税					957,000					1,225,000	
工事費計					10,527,000					13,475,000	

## 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 工事調査表－2 工事費内訳書

1. 入札時に提出した工事費内訳書に対応する内訳書とする。予定価格欄は、低入札価格調査時は空欄とし、しゅん工届提出時に公表設計書の金額を記載する。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 調査対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社従事者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、調査対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. (b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

## 添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。  
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

工事調査表－3 手持ち資材一覧(主要資材) (低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

手持ち資材一覧(主要資材)

工事名		令和5年度 県単砂防・河川改修合併工事											
品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時				工事完成時(実績)				備考 (市場単価を記入)	
				手持ち数量	単価	本工事での 使用予定量	不足数量の 手当方法	手持ち数量	単価	本工事での 使用量	不足数量の 手当方法		
				本工事において手持ち資材なし									

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－3 手持ち資材一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。





## 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 工事調査表－5 手持ち機械一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む）を調査対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

## 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が調査対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む）を明らかにした書面を添付する。

工事調査表—6 従事者の確保計画(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出)

従事者の確保計画

工事名		令和5年度 県単砂防・河川改修合併工事						(B)/(A)	(B)/(A) <1の場合 その理由を必ず記入 (* 下請けへのしわ寄せと判 断された場合は、工事成績が 減点されます)
工種	職種	入札時			工事完成時				
		単価 (A)	員数	下請け会社名 下請け会社との 関係等	単価 (B)	員数	下請け会社名 下請け会社との 関係等		
築堤・護岸									
河川土工									
掘削工									
掘削	運転手(特殊)	( 26,040 )	( 0.30 )	自社	( 26,040 )	( 0.34 )	自社	1	
床掘り	運転手(特殊)				( 26,040 )	( 0.45 )	自社	新規工種	
埋戻し工									
埋戻し	運転手(特殊)	( 26,040 )	( 0.25 )	自社	( 26,040 )	( 0.02 )	自社	1	
	特殊作業員	( 26,040 )	( 0.66 )	自社	( 26,040 )	( 0.06 )	自社	1	
	普通作業員	( 22,995 )	( 1.72 )	自社	( 22,995 )	( 0.17 )	自社	1	
整地	運転手(特殊)				( 26,040 )	( 0.13 )	自社	新規工種	
作業土工									
基面整正	普通作業員	( 22,995 )	( 0.24 )	自社	( 22,995 )	( 0.24 )	自社	1	
法面整形工									
法面整形(切土部)	運転手(特殊)	( 26,040 )	( 1.13 )	自社	( 26,040 )	( 1.34 )	自社	1	
	土木一般世話役	( 28,455 )	( 0.96 )	自社	( 28,455 )	( 1.14 )	自社	1	
	普通作業員	( 22,995 )	( 2.24 )	自社	( 22,995 )	( 2.66 )	自社	1	

法覆護岸工									
石積(張)工									
石積(張)基礎	型枠工	( 25,410 )	( 1.96 )	自社	( 25,410 )	( 1.96 )	自社	1	
	土木一般世話役	( 28,455 )	( 0.96 )	自社	( 28,455 )	( 0.96 )	自社	1	
	特殊作業員	( 26,040 )	( 0.95 )	自社	( 26,040 )	( 0.95 )	自社	1	
	普通作業員	( 22,995 )	( 1.83 )	自社	( 22,995 )	( 1.83 )	自社	1	
石張	運転手(特殊)	( 26,040 )	( 11.10 )	自社	( 26,040 )	( 14.51 )	自社	1	
	石工	( 28,665 )	( 6.94 )	自社	( 28,665 )	( 9.09 )	自社	1	
	土木一般世話役	( 28,455 )	( 2.77 )	自社	( 28,455 )	( 3.63 )	自社	1	
	普通作業員	( 22,995 )	( 12.51 )	自社	( 22,995 )	( 16.38 )	自社	1	
巨石洗淨工	運転手(特殊)				( 26,040 )	( 5.00 )	自社		新規工種
	普通作業員				( 22,995 )	( 10.00 )	自社		新規工種
胴込・裏込コンクリート	特殊作業員	( 26,040 )	( 0.94 )	自社	( 26,040 )	( 1.19 )	自社	1	
	運転手(特殊)	( 26,040 )	( 2.08 )	自社	( 26,040 )	( 2.63 )	自社	1	
	普通作業員	( 22,995 )	( 3.06 )	自社	( 22,995 )	( 4.55 )	自社	1	
裏込材	運転手(特殊)	( 26,040 )	( 1.67 )	自社	( 26,040 )	( 2.19 )	自社	1	
	普通作業員	( 22,995 )	( 3.78 )	自社	( 22,995 )	( 4.95 )	自社	1	
隔壁工	型枠工				( 25,410 )	( 2.44 )	自社		新規工種
	土木一般世話役				( 28,455 )	( 0.63 )	自社		新規工種
	特殊作業員				( 26,040 )	( 0.71 )	自社		新規工種
	普通作業員				( 22,995 )	( 1.88 )	自社		新規工種

根固め工									
根固めブロック工									
消波根固めブロック積込	土木一般世話役	( 28,455 )	( 0.36 )	自社	( 28,455 )	( 0.36 )	自社	1	
	特殊作業員	( 26,040 )	( 0.36 )	自社	( 26,040 )	( 0.36 )	自社	1	
	普通作業員	( 22,995 )	( 0.36 )	自社	( 22,995 )	( 0.36 )	自社	1	
消波根固めブロック運搬	運転手(一般)	( 22,155 )	( 1.05 )	自社	( 22,155 )	( 1.05 )	自社	1	
消波根固めブロック据付	土木一般世話役	( 28,455 )	( 0.41 )	自社	( 28,455 )	( 0.41 )	自社	1	
	特殊作業員	( 26,040 )	( 0.41 )	自社	( 26,040 )	( 0.41 )	自社	1	
	普通作業員	( 22,995 )	( 0.83 )	自社	( 22,995 )	( 0.83 )	自社	1	
捨石工									
掘削	運転手(特殊)				( 26,040 )	( 1.12 )	自社		新規工種
土砂等運搬	運転手(一般)				( 22,155 )	( 2.20 )	自社		新規工種
整地	運転手(特殊)				( 26,040 )	( 0.46 )	自社		新規工種
運搬処理工									
殻運搬工	運転手(一般)	( 22,155 )	( 0.29 )	自社	( 22,155 )	( 0.37 )	自社	1	
逆流防止弁設置									
逆流防止弁設置	普通作業員				( 22,995 )	( 2.00 )	自社		新規工種
根固めマット設置									
根固めマット設置	運転手(特殊)				( 26,040 )	( 3.00 )	自社		新規工種
	普通作業員				( 22,995 )	( 6.00 )	自社		新規工種



## 各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。

各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 工事調査表－6 従事者の確保計画

自社従事者と下請従事者とを区別し自社従事者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。

「労務単価」の欄には、経費を除いた従事者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社従事者に係る労務単価については、調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社従事者に支払う予定の賃金の額を記載する。

「員数」の欄には、使用する従事者の延べ人数を記載する。

「下請会社名等」の欄には、従事者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

## 添付書類

本様式に記載した自社従事者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

2. 自社従事者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。



捨石工																				
掘削													1.12					1.12	新規工種	
土砂等運搬													2.2					2.2	新規工種	
整地													0.46					0.46	新規工種	
逆流防止弁設置										2								2	新規工種	
根固めマット設置										6			3					9	新規工種	
任意仮設																				
瀬替え工					1.67					1.67				1.39				1.39	0.8323	設計変更に伴う数量減
工事用道路工		0.38	0.38		0.38					1.14	0.64	0.64		0.64				1.92	1.6842	
水替工		0.5	2	3.46	0.5					6.46	0.5	2	3.46	0.5				6.46	1	

各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。

各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－7 工種別従事者配置計画

本様式には調査表－6の計画により確保する従事者の配置に関する計画を記載する。

「配置予定人数」欄は、長野県が公表する職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社従事者の職種ごとの配置計画を添付する。



#### 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

#### 工事調査表－8 建設副産物の搬出処理

1. 調査対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 収集運搬を自社で行う場合は、委託先を「自社」と記載する。

#### 添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。



#### 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～9）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

#### 工事調査表－9 配置予定技術者

1. 配置を予定する主任技術者、監理技術者、現場代理人及び低入札価格調査による別途配置技術者について記載する。

#### 添付書類

1. 記載した技術者等が自社で雇用する社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

工事調査様式一2(黒字・赤字ともに記入、しゅん工届提出時に提出) 赤字の理由(赤字の場合)

最終実績額(B)(工事費計)←調査表1	13,457,000 円
最終契約額(C)(工事費計)←調査表1	13,457,000 円
落札率(A/a)←調査表1	93.91%
最終実績率(B/C)←調査表1	100.00%
合計額が、 $B/C > 1.0$ (赤字)の場合記入する	

赤字の理由	
-------	--

#### 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

#### 工事調査様式2 赤字となった原因

1. 当該工事で赤字となった理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）